

外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表2に定める労働環境・処遇の改善に資する事業のうち外国人介護人材受入施設等環境整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助事業者)

第2条 補助事業者（以下「事業者」という。）は、徳島県内に所在する外国人介護人材を受入れる（予定を含む。）介護施設等（以下「外国人介護人材受入施設等」という。）及び徳島県内に所在する介護福祉士養成施設とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、外国人介護人材受入施設等が行う外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援に要する経費の一部について助成する。

また、外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設が行う留学生への教育の質の向上に必要な取組に要する経費の一部について助成する。

(補助対象経費)

第4条 本事業の補助対象経費は、以下のとおりとする。なお、外国人介護人材受入施設等においては第1号から第3号までを、留学生が在籍する介護福祉士養成施設においては第4号を補助対象経費とする。

(1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費
- ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- ・外国人介護職員受入れ施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費
（例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等）
- ・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費

(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費
- ・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要なと考える経費

(3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・ 孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費
- ・ 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な取組
- ・ その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える経費

(4) 介護福祉士養成施設等に在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組

- ・ 留学生向けの介護福祉士試験対策教材の作成に必要な経費
- ・ 留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費
- ・ 教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要な経費
- ・ その他留学生への教育の質の向上に必要と考える経費

※ 介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費を除く。

(補助上限額等)

第5条 前条第1号から第3号までの取組にかかる補助上限額（基準額）及び補助率は以下のとおりとする。また、前条第4号の取組にかかる経費については、県の予算の範囲内とし、補助率10分の10とする。

補助対象	補助上限額（基準額）	補助率
外国人介護人材受入施設等	300,000円 (1施設あたり)	基準額の2/3

(留意事項)

第6条 第4条第1号から第3号までの取組については、在留資格の種類にかかわらず外国人介護人材が雇用されている（雇用予定を含む。）受入施設等を補助対象とすることができる。ただし、雇用予定である外国人介護人材受入施設等は、雇用予定であることを証明する書面を提出すること。

2 第4条第1号から第3号までの取組について、同年度、徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」による補助を受けている場合は補助対象としない。ただし、当該事業による補助内容が、第4条第1号から第3号までの取組内容と重複しない場合はその限りではない。

3 第4条第4号の取組については、在籍する留学生を介護福祉士試験に合格させるための取組を行っている必要があること。また、養成施設等職員（教職員等）の給料等人件費は本事業の補助対象外とする。

(交付申請に当たって必要と認められる書類)

第7条 交付要綱第5条第2項第5号に定める書類は、外国人介護人材受入施設等においては、雇用されている（雇用予定を含む。）ことを証明する書類とする。

(実績報告に当たって必要と認められる書類)

第8条 交付要綱第10条第2項第5号に定める書類は、領収書の写し等とする。

(報告)

第9条 知事は、本事業の実績、成果を把握・分析するため、事業者に必要な事項を報告させるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月4日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月6日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。